

はしがき

近年の長引く景気の低迷や経済の低成長などに影響されてか、倒産法の学習に対する学生諸氏の注目度は、むしろ高まっているように思えます。また、司法試験科目における選択者の比率も高い水準で推移しているようです。それゆえか、倒産法の分野に関する基本書や演習書も数多く見られるようになりました。しかしながら、倒産法は民事訴訟法その他の民事手続法との関係でも、民法その他の実体法との関係でも、特別法として位置付けられる存在ゆえに、たとえ法学部の学生であっても、講義や演習（ゼミ）で学習する機会は稀なようであり、実際、これまでに公刊されてきた数々の好著も、法科大学院（ロースクール）での利用が念頭におかれているようです。

本書は、こうした現状認識のもと、学部生諸氏をはじめとする倒産法の初学者に対して、入門的なサポートができるように全体を構想しています。執筆にあたっては、入門的な演習書としての役割を果たすため、なるべく基本的な論点を中心に取り上げることで、各講ごとに學問的な側面から倒産法の理解を深められるように心掛けつつ、いくらか事案のアリアティに腐心したり、いくつかのコラムを取り入れることで、実務面への興味も高められるよう工夫しています。また、法科大学院への進学を意識した独習を可能とするため、所定の小問（BASIC：ベーシック）に加えて各講のタイトルとは内容が異なる設問（ADVANCE：アドバンス）も用意してあります。これは出題意図や論点を見抜く力を養成する意味で、各講のタイトルの範囲を超えた課題となっています。

さて、これだけの内容を盛り込もうとすれば、演習書としては大部となる

のが通例ですが、入門的というコンセプトから、手に取る読者の方の心理的負担（圧迫）を軽減することも大事と考え、できる限り軽便にまとめることにしました。そのため、目次に挙げた各講のタイトルは、必ずしも倒産法の全領域をカバーするものではなく、設問に対する解説は、もれなく論点を語り尽くそうとはしておらず、参考文献についても網羅的ではありません。

読者各位におかれでは、この入門的で軽便な演習書という特異なコンセプトを理解した上で本書を活用いただきたい、というのが執筆陣一同の祈念するところであります。もとより、こうした試みがどのような評価を受けるのかについては、期待と不安、強い関心を抱くところでもあり、本書の構成や内容などに関するご意見やご批評など、ぜひお寄せいただき、今後の糧にしたいと考えております。なお、本書が成り立つ過程では、執筆者それぞれ担当箇所を分担しておりましたが、雁首を寄せて意見を交わした結果、各担当者の分担箇所を明示する意味を失うに至り、執筆者一同として上程することいたしました。

末筆となりますが、本書の執筆にあたっては、企画段階から法律文化社の畠光さんに多くのアドバイスを頂戴いたしました。また、われわれの遅筆にも辛抱強く対応してくださいました。この場をお借りして、あらためて御札を申し上げる次第です。

平成24年11月

執筆者一同